

黒滝村がんばる事業者応援事業支援金申請要項

(要件を変更し、申請を受付けます。)

すでに、令和3年度にこの支援金を受けた方は対象外です。

【事業の概要】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、自主休業や外出自粛等に伴う売上減少等で事業者の経営に深刻な影響が生じている中、村内の事業者に対し、黒滝村がんばる事業者応援事業支援金(以下「村支援金」という。)を交付します。

○交付額 1事業者あたり、上限15万円(1回のみ)

【要件】の(2)に規程する減少している額が15万円以上の場合は15万円を支給し、減少している額が15万円未満の場合は、千円未満を切り捨てた額を支給します。

※ 事業者とは、事業活動拠点として、自己所有又は賃貸の施設を運営するもの。

【要件】

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 令和3年7月1日時点で黒滝村内に住所を有する営業実態のある中小企業※1その他の法人及び個人事業主※2であり、且つ村内に別表の施設の事業所※3(関連する事務所を含む)において、事業を営む者であること。

対象施設	飲食店、料理店、土産物販売店、食品関係を扱う小売業又は卸売業、ホテル、旅館、キャンプ場
------	---

- (2) 令和3年4月から令和3年10月までの一月分の売上※4が前年度又は前々年度同期間比※5で3分の1以上減少していること。
- (3) 村税及び村使用料を滞納していないこと。(徴収を猶予されているものは除く。)
- (4) 申請を行う者又は構成員とその法人の役員が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

自宅を事業活動拠点としている場合は、自宅を事業所として扱うことができます。

- ※1 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する村内に事業所を有する会社、従業員100人以下のNPO法人等
- ※2 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する村内に事業所を有する個人
- ※3 本支援金における事業所とは、継続的に事業活動を行うため、一定の場所に設けられた人的及び物的設備を有する拠点となる場所(例:事務所等)をいいます。複数の事務所を設けている場合であっても、それらの運営主体が同じである場合は、一事業者として申請してください。また、同じ事務所を複数の事業者が運営している場合は、事業者毎に申請してください。
- ※4 中小法人については、原則、確定申告書(法人税法第2条第1項第31号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。)の法人事業概況説明書の「売上高」に記載されている金額をいいます。中小法人のうち、確定申告書のないNPO法人等の公益法人等については「経常収益に相当するもの」とします。個人事業主については、原則、確定申告書B(第一表)の「収入金額等」の「事業」欄(ア)に記載されている額をいいます。ただし、売上が「事業」欄ではなく「給与」欄(カ)もしくは、「雑所得」欄(ク)に記載されている場合は、継続的に事業活動(申請にかかる事業に限ります)を行っていることが証明できる書類及び理由書を提出してください。審査の結果、「事業収入」とであると認められた場

合に限り、本支援金の支給対象とします。

- ※5 確定申告書の添付書類や帳簿等に記載されている平成31年または令和2年と令和3年の比較対象期間の事業に関する売上額若しくは収入額（以下「売上額」という。）を比較します。なお、複数の事業を実施している場合、対象事業だけをもって売上を判断しますので、判別できる資料を提出してください。

【申請手続】

(1) 申込受付期間

令和3年10月1日（金曜日）～同年11月30日（火曜日）

(2) 申請方法

持参及び郵送（簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。）

※申込み受付期間内必着

(3) 申請に必要な書類等

1. 黒滝村がんばる事業者応援事業支援金申請書兼誓約書（第1号様式）
2. 令和3年7月1日時点で黒滝村内において事業活動を行っていることが分かる書類（直近の確定申告書の写し及び事業に関する監督官庁等の許認可証等の写し）
3. 全事業の売上の減少が比較できる書類
4. 事業所の存在が確認できる書類（写真可）
5. 本人確認書類の写し

※振込先口座は申請者本人名義（法人の場合は当該法人名義）の口座に限ります。

(4) 申請書等の提出先及びお問い合わせ先

〒638-0292 黒滝村大字寺戸77番地

黒滝村役場 企画政策課 「支援金受付係」

TEL : 0747-62-2031 FAX : 0747-62-2569

MAIL : kuro_ks@vill.kurotaki.lg.jp

【支援金の交付】

申請書類を受理した後、その内容が適正と認められるときは、支援金交付決定通知を送付するとともに、本協力金を申請口座へ振り込みます。

一方、申請書類の確認の結果、内容が適正と認められないときは、支援金不交付決定通知を送付します。

なお、いずれの場合も申請書類の返却はいたしません。

【支援金の返還】

支援金受領後に要件を満たさないことが判明した場合、その他不正の手段等により支援金を受領した場合、村は支援金の支給決定を取り消します。申請者は、支援金を返還するとともに、支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を納付いただくことになります。

また、本支援金を返還期日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を村に納付しなければなりません。

【その他】

1. 申請後かつ支給前に支給要件を満たしていないことが判明する等、申請者自らの意思により申請を取り下げの場合はその旨を届け出てください。その場合は村担当課まで事前にご連絡ください。
2. 支給後に支給要件を満たしていなかったことが判明した場合は、速やかにその旨を届け出てください。届出をされる方は、村担当課まで事前にご連絡ください。
3. 本支援金の支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、黒滝村は、事業所の活動状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
4. 申請書類に記載された情報を国及び県及び村税務担当課と情報を共有することがあります。
5. 申請書類に記載された情報を、黒滝村暴力団排除条例に基づき、奈良県警察本部に提供することがあります。